

2026年1月9日
株式会社ダスキン

役務サービスに関する 夜間・休日サービスにおける標準割増料金設定のお知らせ

株式会社ダスキンの役務サービスを提供する事業は、2026年4月1日（水）より、夜間・休日に提供するサービスにおいて標準割増料金を設定いたします。

昨今、お客様のニーズは多様化しており夜間や休日の依頼も増加しています。一方で、これらの時間帯はサービススタッフの確保が難しく、サービス提供における制約が課題となっております。こうした状況を踏まえ、労働条件の改善とサービス人材の確保を図り、今以上にお客様のご要望にお応えしていくため、夜間・休日のサービスにおいてお客様標準料金^{*}に対し、標準割増料金を設定させていただくこととしました。

今後も「衛生環境を整えるダスキン」として、お客様の暮らしと住まいのキレイに寄り添い、お役立ちができるサービスをお届けし、お客様に喜んでいただけるように努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

【適用開始日】 2026年4月1日（水）

【対象事業】 サービスマスター事業（プロのお掃除サービス）
ターミニックス事業（害虫獣の駆除と総合衛生管理）
メリーメイド事業（家事代行サービス）
トータルグリーン事業（緑と花のお手入れサービス）
ホームリペア事業（住まいのピンポイント補修）

【標準割増料金】 夜間のサービス（18時～22時）…お客様標準料金の25%割増
深夜のサービス（22時～翌5時）…お客様標準料金の50%割増
休日のサービス（土・日・祝日・その他休業日）…お客様標準料金の35%割増
休日深夜サービス（上記休日の22時～翌5時）…お客様標準料金の60%割増

※お客様標準料金：本部が供給する商品・サービスについての希望標準料金

【本件に関するお問い合わせ先】 株式会社ダスキン コンタクトセンター
フリーダイヤル：0120-100-100（8時～20時：年中無休）